

電気通信番号規則の一部改正について

(諮問第3042号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	3
3	改正概要	4
4	新旧対照表	5

平成24年5月29日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根 岸 哲 殿

電気通信番号委員会
主 査 酒 井 善 則

報 告 書

平成24年3月29日付け諮問第3042号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に対する意見及びこれに対する考え方(案)

意見	考え方
<p>意見 1 省令案に賛同。また、間接接続を行う電気通信事業者に対して、「事業用電気通信設備の自己確認」を要件とすることは妥当。</p>	<p>考え方 1 今回の改正省令案に賛同される御意見として承ります。</p>
<p>1. はじめに 今回は「平成24年3月29日付け情報郵審で公告された省令案において、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。以下、当社意見を申し述べます。</p> <p>2. 意見 第1種指定電気通信設備との網間信号接続に関する要件について、省令案のとおり第1種指定電気通信設備との網間信号接続を「直接」または「他の電気通信事業者の網を介して」と改正することに賛同します。本改正によって、新規参入事業者や立ち上がり期の事業者にとってサービス展開を早期に実現できることや、ネットワークの接続に係るコストの低減化が利用者料金の低廉化などにつながるというメリットがあると考えます。</p> <p>また、第1種指定電気通信設備との間接接続を行う電気通信事業者の要件として、「事業用電気通信設備の自己確認」を挙げていますが、通話品質等を確保するうえで、は妥当な措置であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	

平成24年5月29日

総務大臣
川端達夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成24年3月29日付け諮問第3042号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部改正について

I 改正の背景

現在、電気通信番号のうち、050(IP電話サービス)及び060(FMCサービス)以外の番号については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と直接の網間信号接続を行うことを、電気通信番号の指定要件としている。

当該指定要件については、情報通信審議会において、多くの事業者から現状サービスを同品質で間接接続にて提供可能との回答を得たこと、相互接続点(POI)の構築において費用軽減に資すること等から、平成24年3月1日に、「一の電気通信事業者の網を介した間接接続による電話番号の指定を可能とすることが適当」とする答申(情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」(情通審第23号))が示されたところである。

今回の電気通信番号規則の一部改正では、本答申を踏まえ、電気通信番号の指定要件について、所要の規定整備を行うものである。

II 改正の概要

○ 電気通信番号の指定要件の緩和に係る規定の整備

【電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)別表第二関係】

本件は、第一種指定電気通信設備と直接の網間信号接続を行うことを電気通信番号の指定要件としている規定について、一の電気通信事業者の網を介しての網間信号接続を行うことも可能とするため、規定の改正を行うものである。

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。

改正案

現行

別表第二（第15条第2項関係）

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の種類別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	1 <u>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備（法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）
2 第5条第2項に規定するもの	1 <u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）

電気通信番号の種類別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	1 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備（注1）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）
2 第5条第2項に規定するもの	1 <u>法第33条2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）

3 第7条に規定するもの	1 (略) <u>(注1)</u>
	2 (略)
4 (略)	(略)
5 第9条第1項第1号に規定するもの <u>(注2)</u>	1 (略)
	2 (略) <u>(注3)</u>
	3～5 (略)
	6 <u>直接又は他の電気通信事業者の網</u> (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
	7～8 (略)
	直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
6 第9条第1項第2号に規定するもの	

3 第7条に規定するもの	1 (略) <u>(注2)</u>
	2 (略)
4 (略)	(略)
5 第9条第1項第1号に規定するもの <u>(注3)</u>	1 (略)
	2 (略) <u>(注4)</u>
	3～5 (略)。
	6 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
	7～8 (略)
	法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
6 第9条第1項第2号に規定するもの	

<p>7 第9条第1項第3号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網</u> (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p> <p>3 (略)</p>
<p>8 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網</u> (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第</p>

<p>7 第9条第1項第3号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p> <p>3 (略)</p>
<p>8 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>

	一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
9 第9条第1項第5号	1 (略) 2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> （ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号	1 (略) 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。
12 第10条第1項第2号	1 (略)。 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。

	3 (略)
9 第9条第1項第5号	1 (略) 2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> （ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号	1 (略) 2 直接又は他の電気通信事業者（ <u>一の者に限る。</u> ）の網を介して <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> 。
12 第10条第1項第2号	1 (略) 2 直接又は他の電気通信事業者（ <u>一の者に限る。</u> ）の網を介して <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> 。

	3～4 (略)
13 第10条第1項第3号 に規定するもの	1～2 (略) 3 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
14～15 (略)	(略)

(削る)

注 1～4 (略)

	3～4 (略)
13 第10条第1項第3号 に規定するもの	1～2 (略) 3 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
14～15 (略)	(略)

注 1 第一種指定電気通信設備のうち、アナログ信号伝送用の電気通信回線に限る。以下同じ。

2～5 (略)